

○苫小牧工業高等専門学校後援会役員選出等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、苫小牧工業高等専門学校後援会会則第22条の規定に基づき、同会則第7条から第9条に規定する役員の選出等について定めるものとする。

(顧問)

第2条 顧問は、苫小牧市の有識者及び後援会に功績のあった者とする。

(会長)

第3条 会長は、正会員及び賛助会員の中から2年以上継続して就任できる者とする。

(副会長)

第4条 副会長は、正会員又は賛助会員で2年以上継続して就任できる者とする。

ただし、1名は苫小牧市内又は近郊に在住する者とする。

(理事)

第5条 理事は、正会員で各学年の各学科（専攻科にあつては、各学年）より1名及び賛助会員から若干名とし、2年以上継続して就任できる者とする。

(会計監査)

第6条 会計監査は、正会員又は賛助会員で2年以上継続して就任できる者とする。

(その他)

第7条 この細則の改正は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この細則は、平成12年12月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年3月19日から施行する。